

○春日井市観光によるにぎわい創出推進会議規則

令和3年3月19日

規則第12号

改正 令和4年3月18日規則第12号

令和5年3月20日規則第5号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市観光によるにぎわい創出推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令5規則5・一部改正)

(委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に関係者の出席を求め、」とあるのは「関係者の」と読み替えるものとする。

(令4規則12・追加)

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、産業部経済振興課において処理する。

(令4規則12・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(令4規則12・旧第7条線下)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第12号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。